



# ふくしま

2012・No. 64

# くらしの情報



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

## 消費生活センター 最近の相談事例

### 1 太陽光発電システムの訪問販売のトラブル

#### 相談例

訪問販売で、太陽光発電システムを勧められた。地区限定3棟の格安価格で、今なら様々な補助があり、売電により数年で元が取れると言われて、契約を急がされ承諾してしまった。しかし、その後、他の業者の広告等を見るとかなり高額だった上、購入金額と発電量とのシミュレーションでは、元を取るには業者の言っていた期間よりも相当長かかりそうである。解約したい。



#### アドバイス

- 訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日間以内であれば、クーリング・オフ（契約の無条件解除）ができますが、その後は、原則として、一方的な理由での解約はできません。ただし、勧誘に問題があれば契約を取り消すことができる場合もありますので、消費生活センターに相談してください。
- 契約する場合は、複数の業者から見積りを取り、価格を比較しましょう。業者の説明をうのみにせず、メリット・デメリットを十分に理解し、補助金や発電量・売電量などについて情報を収集したり、費用の回収期間等を計算するなどして、慎重に対応することが必要です。

### 2 開運商法のトラブル

#### 相談例

1 開運ブレスレットのダイレクトメールを見て業者に電話したところ、購入を勧められ、契約した。しかし、よく考えると不要であることから解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。

2 雑誌を見て、「願いが叶う幸運のブレスレット」を電話で申し込んだが、効果は感じられなかった。効果がなければ、返金保証するとのことだったので、返品しようと業者に連絡すると、特別に偉い先生に霊視してもらえることになった。しかし、「悪霊が憑いているから厄払いが必要」と言われ、厄払い用の50万円のブレスレットを勧められた。断ると、「買わないと不幸が来る」と脅された。



#### アドバイス

- 購入者は、何らかの不安や悩みを抱えており、それを解決できるのではないかと思ったり、また、「幸運」という言葉につられて購入してしまいます。商品を買ったからといって、悩みが解決されたり、幸運が舞い込んだりするわけではないことを理解しましょう。
- 購入後に電話などで悩みを具体的に聞き出され、今度は、「不幸になる」などと不安をあおられて新たに高額な開運商品の契約を強引に迫られているケースが見られます。購入する気がなければきっぱりと断りましょう。
- 相談者が返金を求めても、「もう少し様子を見てから考えましょう」などと言われたり、また、悩みを打ち明けたりして業者に弱みを握られ、高圧的に脅迫めいたことを言われると解約の話ができないということもあります。そうしたトラブルになったら、すぐに消費生活センターに相談してください。



—ひとりで悩まず、相談してください—

福島県消費生活センター(消費生活課)

024-521-0999

【相談受付時間】 午前9時 ~ 午後6時30分

# 特定商取引法の一部を改正する法律の概要について ＜貴金属等の訪問購入に係るトラブルへの対応＞



## ＜その1＞

ある日、家に「不要な貴金属を買い取ります」と訪問された。断っているにも関わらず強引に、金のプレスレットの買い取りを勧められ、買い取ってもらった。翌日、やっぱり返してもらおうと業者に連絡したところ、「もう溶かしてしまった」と言われ、応じてもらえなかった。

## ＜その2＞

「リサイクルショップの開店のため、古着や古道具などどんなものでも買い取りたい」との電話があったので、訪問を了承した。しかし、来訪すると「買い取るのは、貴金属、テレカ、切手だけ。貴金属があれば見せてほしい」と言われた。家の中に通してしまっていて断りにくかったため、指輪を見せると、それだけを買って帰った。最初から貴金属だけが目当てで、だまされたのではないか。

## 特定商取引法とは？

特定商取引法(旧称「訪問販売法(訪問販売等に関する法律)」)は、訪問販売や通信販売等、以下に挙げる消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めています。これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止するとともに、消費者の利益を守るための法律です。

### ＜特定商取引法の対象となる取引類型＞

- |              |                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 訪問販売       | 自宅へ訪問して行う取引やキャッチセールス等のこと。                                            |
| 2 通信販売       | 雑誌やインターネット等で広告し、郵便や電話等の通信手段より申し込みを受ける取引のこと。                          |
| 3 電話勧誘販売     | 電話で勧誘し、申し込みを受ける取引のこと。                                                |
| 4 連鎖販売取引     | 個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務(サービス)の取引のこと。 |
| 5 特定継続的役務提供  | 長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の特価を約束する取引のこと。エステティックサロンや語学教室等6つの役務が対象。        |
| 6 業務提供誘引販売取引 | 「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事に必要であるとして、商品等を買って金銭負担を負わせる取引。      |



今回の改正で「7 訪問購入」が追加されます！

追加！

貴金属等の訪問購入に関する商取引を公正なものとし、消費者被害を未然に防止するため、訪問購入業者に対する規制を設けるとともに、売主による一定期間内の解約を認める等の所要の措置を講ずることになりました。

これにより、**勧誘を要請しない消費者を勧誘することが禁止** されます。

また、**クーリング・オフ期間中(8日間)は、物品の引渡し拒絶が可能** です。



### ※ クーリング・オフとは？

訪問販売、電話勧誘販売等の特定の取引に限り、一定の条件のもとで消費者が一方的に契約を解除できる制度です。



## ～食の安全・安心アカデミー～を開催します！



安全に、安心して毎日の生活を送るため、放射線が身体に及ぼす影響などをテーマとした講習会を開きます。そのほか、食品の放射能簡易分析装置での測定実演と参加者による体験、食品中の放射性物質の新基準値の説明を行います。

現在、受講者を募集しておりますので、皆様の御参加をお待ちしております。



### 「低線量放射線の生体への影響と食の重要性」

10/19(金)

福島市  
サルト方ガ鶴

講師

ルイ・バスター医学研究センター  
宇野 賀津子 先生

### 「放射線と健康リスク」

11/8(木)

会津若松市  
北会津公民館

講師

福島医大放射線健康管理学講座  
大津留 晶 先生

### 「原発由来放射性物質からの放射線被ばくの健康影響」

11/30(金)

いわき市  
労働福祉会館

講師

筑波大学アイソトープ総合センター  
松本 宏 先生

< 時 間 >

● 講 演 13:30～15:00 ● 新基準値説明 15:00～15:30 ● < 測定実演 > 13:00～13:30、15:30～16:00

※ お問い合わせ・お申込みは、福島県消費生活課まで。 ☎ 024-521-7736



次の市町村においても

### 「食品と放射能に関する説明会」を開催します。

県では、市町村及び国と連携し、一般消費者に食品と放射能に関する知識や情報を提供するための説明会を行っております。皆様の御参加をお待ちしております。

#### < 10月予定 >

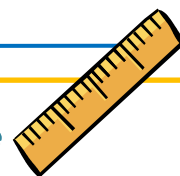
- |                                          |                                          |
|------------------------------------------|------------------------------------------|
| ● 三 春 町 (交流館まほら) 10/6 (土) 14:00～16:00    | ● 会津坂下町 (保健福祉センター) 10/11 (木) 10:00～12:00 |
| ● 会津若松市 (文化センター) 10/16 (火) 14:00～16:00   | ● 只見町 (朝日地区センター) 10/20 (土) 13:00～15:00   |
| ● 大玉村 (農業環境改善センター) 10/21 (日) 15:00～17:00 | ● 福島市 (健康福祉センター) 10/23 (火) 13:30～15:30   |
| ● 浅 川 町 (浅川町公民館) 10/29 (月) 18:00～20:00   |                                          |

#### < 11月予定 >

- |                                        |                                         |
|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| ● 古殿町 (勤労者体育センター) 11/3 (土) 13:30～15:30 | ● 田村市 (船引町公民館) 11/4 (日) 13:00～15:00     |
| ● 田 村 市 (常葉町公民館) 11/11 (日) 13:00～15:00 | ● 猪苗代町 (猪苗代体験交流館) 11/14 (水) 14:00～16:00 |
| ● 小野町 (勤労青少年ホール) 11/15 (木) 18:00～20:00 | ● 福 島 市 (A. O. Z) 11/16 (金) 13:30～15:30 |
| ● 磐 梯 町 (磐梯町公民館) 11/21 (水) 13:30～15:30 | ● 浪江町 (二本松市役所会議室) 11/24 (土) 10:00～12:00 |
| ● 西会津町 (西会津町道の駅) 11/27 (火) 13:30～15:30 |                                         |

※ 詳細は消費生活課までお問い合わせください。  
※ 上記日程については、一部変更となる場合があります。

## ～食の安全・安心アカデミー～ 「放射線のものさし」を開催しました！



8月3日(金)  
白河市文化センター、  
8月7日(火)福島市、  
コラッセふくしまにおいて、  
東京大学医学部附属病院放射線  
科准教授中川恵一先生による講  
演会「放射線のものさし」を開催  
しました。  
220人以上の方々に参加  
いただき、皆さん熱心に  
聴講されました。

放射線は遺伝子を  
傷つけ、がんを発生させ  
る要因の1つであるが、福島  
では放射線によるがんは増えない、  
放射線被ばくのリスクは生活習慣に  
よるリスクより低いこと、被ばくを  
避けるメリットとデメリットのバラ  
ンスが大事で被ばくを恐れすぎて  
恐れなさすぎて健康被害に影響  
してしまうとのことでした。  
日頃の生活習慣が大事  
なのですね！

そのほか、  
消費者庁による食品中  
の放射性物質の新基準値の  
説明や食品の放射能簡易分析  
装置での測定実演等も行いまし  
た。皆さん、実際に食品の放射  
性物質がどのように測定されて  
安全が確認されるのかを  
興味深そうにご覧に  
なっていました。

## 自家消費野菜などの放射能簡易検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能簡易検査を実施しています。  
詳しくは、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。  
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【申込み・問い合わせ先】

電話予約制

県消費生活センター 受付専用電話 **024-521-8397**  
〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）※受付時間 平日 午前9時～午後5時

- 検査対象品目は、「自家消費野菜」「山菜・キノコ」「井戸水」等です。
- 販売を目的とする食品、流通している食品、出荷制限及び摂取制限を受けている食品等は対象外です。
- 検査は1回につき1食品です。また、検査は無料です。

※詳しくは、上記の受付専用電話にお問い合わせください。

<金融広報中央委員会>

参加費  
無料

## 親子のためのおかね学習フェスタ

を開催します。

12/15 (土) 10:00~16:00  
福島市こむこむ

プログラム

子どものためのおかねの講演会

おかねの体験学習プログラム

ガチャピン・ムックのスペシャルショー

自由参加プログラム

貯金箱  
作り

おかね  
クイズ

模擬1億円  
バック  
重さ体験

みんな  
来てね!

楽しいよ!

その他にも  
いろいろ  
あるよ!

私達を取り巻く  
金融・経済環境が大  
きく変化し、生き方や働  
き方が多様化する現代に  
おいて、おかねに関する知識を  
身につけることが今まで以上に  
重要になっています。  
親子で楽しくおかねについて学  
べる体験型イベントです。  
お誘い合わせの上、ぜひ  
ご来場ください!

※自由参加プログラム以外は事前予約が必要です。  
お問い合わせ・お申込（予約は10月15日から受け付けます）  
0120-763-768（平日10:00~18:00）

## 出前講座のご案内

福島県消費生活センター（消費生活課）  
では、出前講座を随時実施しています。  
無料で講師を派遣しますので、希望する  
テーマに応じて是非ご利用ください。

- テーマ 悪質商法、振り込め詐欺、インターネット・トラブル等
- 派遣先 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
- 講師 県消費生活センター職員
- 申込先 県消費生活センター（消費生活課）  
電話 024-521-7736



最近の相談事例や震災に便乗した悪質商法・詐欺についてもお話します。  
お気軽にお問い合わせください。

## 消費生活無料相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、

【弁護士・司法書士による法律相談】

【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的の実施しています。  
相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

- |         |           |                            |
|---------|-----------|----------------------------|
| 【相談場所】  | 県消費生活センター | 福島市中町8番2号（自治会館1階）          |
|         | 県中地方振興局   | 郡山市虎丸町7番7号（郡山市労働福祉会館）      |
|         | 県南地方振興局   | 白河市昭和町269番地（県白河合同庁舎）       |
|         | 会津地方振興局   | 会津若松市追手町7番5号（県会津若松合同庁舎）    |
| 【問い合わせ】 | 県消費生活センター | 相談専用電話 <b>024-521-0999</b> |

「くらしの情報」次号は12月発行予定です。「くらしの情報」はインターネットでもご覧いただけます。

検索 ふくしまくらしの情報

福島県

生活環境部消費生活課 024-521-7736（平成24年9月発行）